

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 198 回国会提出)

地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

目 次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
（1）法人住民税	5
（2）個人事業税	6
（3）法人事業税	7
（4）不動産取得税	9
（5）自動車取得税	14
（6）軽油引取税	15
（7）自動車税	16
（8）鉱区税	17
（9）狩猟税	18
（10）固定資産税	19
（11）軽自動車税	38
（12）事業所税	39
（13）都市計画税	43
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況	48
（1）単体法人	49
（2）連結法人	59

<注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

はじめに

この報告書は、平成 29 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

平成 29 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車税のグリーン化に関する調」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」）
- ・ 法第 389 条第 1 項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第 757 条第 3 号に規定する適用額を集計したもの
（「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額を集計」）
- ・ 法第 422 条の規定による概要調書に記載された事項
（「固定資産の価格等の概要調書」）
- ・ 法第 743 条第 3 項の規定による概要調書に記載された事項
（「大規模の償却資産に関する概要調書」）
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」）

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）第 6 条第 1 項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものである。

地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要

○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

平成29年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は229であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
法人住民税	税額			1	0.0億円	1	1億円
個人事業税	課税標準 (所得)	1	12,729億円	1	12,734億円	1	12,654億円
法人事業税	課税標準 (付加価値額)	1	1,523億円	1	25,473億円	1	32,583億円
	課税標準 (資本金等の額)	8	18,210億円	8	18,209億円	9	16,648億円
	課税標準 (所得)	1	5,826億円	1	5,514億円	1	4,668億円
	課税標準 (収入金額)	3	473億円	4	962億円	5	14,312億円
	税額	2	20億円	3	25億円	3	22億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	25	76,013億円	26	78,583億円	26	79,976億円
	税額	12	845億円	12	894億円	12	919億円

税目	種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
自動車取得税	課税標準 (自動車の取得価額)	3	1,891億円	3	2,419億円	3	2,750億円
	税額	3	1,622億円	3	1,747億円	3	1,432億円
軽油引取税	税額	2	890億円	2	848億円	3	854億円
自動車税	税額	2	469億円	2	518億円	2	469億円
鉱区税	税額	1	0.6億円	1	0.7億円	1	0.6億円
狩猟税	税額	5	7億円	5	7億円	5	8億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	72	78,330億円	77	91,879億円	79	92,642億円
	税額	11	1,254億円	11	1,334億円	13	1,367億円
軽自動車税	税額	1	0.0億円	2	51億円	2	45億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,356万㎡ [262億円](注2)	25	4,488万㎡ [269億円](注2)	26	4,483万㎡ [269億円](注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) (注3)	6,090億円	(10) (注3)	6,177億円	(11) (注3)	6,104億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	28	8,201億円	31	6,773億円	33	6,617億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。

(注2) [] 内の数値は、課税標準 (事業所床面積 (㎡)) に 600 円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の 229 には含まない。

税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

[備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例の名称及び概要は、いずれも平成30年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成30年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

○法人住民税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附	8条の	2の2	地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その20%の税額控除をする。	H32.3.31	税額		4,771	148,039

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

○個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
72条の49の12	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,272,900,497	1,273,354,602	1,265,431,364

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
72条の23	②		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	582,550,165	551,381,013	466,780,084
72条の24の7	⑤		医療法人に係る税率の特例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.6%の軽減税率を適用する。	なし	税額	1,979,951	2,523,386	2,124,957
附9条	①		JR北海道・四国に係る資本割の特例措置	JR北海道及びJR四国について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	351,114,654	351,114,654	195,206,116
附9条	②		承継銀行等に係る資本割の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	③		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	H32.3.31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,478,679	27,478,679
附9条	④		新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	1,140,234,046	1,140,225,467	1,140,225,467
附9条	⑤		中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	⑥		特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	⑦		東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	88,969,328	88,888,353	88,728,546
附9条	⑧		電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H32.3.31	課税標準 (収入金額)	31,588,772	77,345,554	1,410,805,804
附9条	⑨		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	4,683,214	6,795,739	7,385,083

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 9 条	⑩		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H31.3.31	課税標準 (収入金額)	11,040,407	12,036,857	11,792,752
附 9 条	⑪		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社地域経済活性化支援機構(旧株式会社企業再生支援機構)について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	24,084,800	24,084,800	24,084,800
附 9 条	⑬ ~ ⑱		所得拡大促進税制	法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、付加価値額から雇用者給与等支給増加額を控除する特例措置を講ずる。 【平成30年度改正】 法人税における給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除と同様の適用要件を満たす場合に、付加価値額から雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を控除する特例措置に改組する。	H33.3.31	課税標準 (付加価値額)	152,316,835	2,547,315,756	3,258,340,562
附 9 条	⑲		一般送配電事業者に係る使用済燃料再処理等既発電費相当額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者について、特定実用発電用原子炉設置者に交付する使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H32.3.31	課税標準 (収入金額)		0	1,235,618
附 9 条	⑳		民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置	株式会社民間資金等活用事業推進機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	H34.3.31	課税標準 (資本金等の額)			0
附 9 条	㉑		廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置	廃炉等実施認定事業者について、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H34.3.31	課税標準 (収入金額)			0
附 9 条の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	特定の協同組合等について、所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.5%に引き上げる。	なし	税額	2,135	4,019 (注)	547
附 9 条の 2 の 2			地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その10%の税額控除をする。	H32.3.31	税額		1,180	90,859

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準(所得)」、「課税標準(収入金額)」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じている(地方創生応援税制を除く。)が、この集計表には反映していない。

(注) 修正報告を反映。

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
73条の14	⑤		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	公営住宅等の入居者等が地方公共団体から当該公営住宅等の譲渡を受けた場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	16,745	87,229	53,507
73条の14	⑥		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	公共事業の用に供する不動産を収用等されて補償金を受けた者が、当該収用等の日から2年以内に被収用不動産等の代替不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	13,016,079	12,645,236	10,847,044
73条の14	⑦		市街地再開発事業（第1種・第2種）の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる施設建築物の一部等を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	1,396,539	19,563,662	885,056
73条の14	⑧		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	土地区画整理事業、市街地再開発等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	112,145	11,322	168,958
73条の14	⑨		農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例措置	市町村が行う農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により、農業振興地域内にある土地を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該交換分合により失った土地の価格に相当する額（農用地域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか大きい額）を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	2,792	3,297	2,046
73条の14	⑩		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	防災街区整備事業の施行地区内に宅地等を有する者が、事業の施行に伴い当該宅地等に対応して与えられる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	9,468
73条の14	⑪		市町村の認可を得た者が取得する家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	743	53,842
73条の14	⑫		市町村の認可を得た者が取得する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
73条の14	⑬		市町村の認可を得た者が取得する事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員が5名以下)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を乗じて得た額に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	3,005	0	5,346
73条の14	⑭		社会福祉法人等が取得する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産について、当該不動産の価格の1/2に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	2,450	31,679	1,997
73条の27の2	①		個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合の税額の特例措置	個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、その個人が、その耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、新耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、その耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課される税額から、その耐震基準不適合既存住宅が新築された時に施行されていた地方税法第73条の14①の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	5,712	9,164	6,323
73条の27の3	①		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	不動産を取得した者が1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	58,504	25,478	29,248
73条の27の4	①		譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	507,072	219,618	123,693
73条の27の5	①		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、建築工事の完了の公告があった日の翌日に、当該建築施設の部分又は当該不動産を譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体が取得したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	3,731	9	289
73条の27の6	①		農地利用集積円滑化団体等が農地等売買事業等の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農地売買等事業等の実施により農用区域内の農地等を取得した場合において、当該土地を取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡等したときは、農地利用集積円滑化団体等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	53,219	43,555	41,600

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
73条の27の7	①		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき、一定の創設換地を最終取得者に代わって一時的に取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	12,047	1,026	223
附10条の2	①		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅について、当該新築住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合、当該新築住宅を取得したものとみなされて課税される時期を新築の日から1年とする。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	79,061,940	72,713,652	102,829,082
附10条の2	②		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	新築住宅用の土地に係る減額措置の適用がある期間について、土地の取得から住宅の新築までの期間を3年(当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年)以内とする。	H32. 3. 31	税額	7,647,329	8,347,034	6,930,906
附11条	①		農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する)。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1,706,038	1,927,827	1,847,327
附11条	②		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	高規格堤防の整備に係る事業の用地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に従前の家屋の代替家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附11条	③		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	特定目的会社が資産の流動化に関する法律に規定する資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	102,281,033	116,103,503	105,351,329
附11条	④		信託会社等が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	信託会社等が投資信託の引受けにより、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託約款に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	475,652	0	0
附11条	⑤		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	投資法人(Jリート)が投資信託及び投資法人に関する法律に規定する規約に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	12,699,023	27,834,474	27,757,281
附11条	⑥		PFI法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	PFI法に規定する選定事業者が国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により公共施設等の用に供する一定の家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	53,722	424,360	3,235
附11条	⑦		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき認定事業の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を参酌して1/10以上3/10以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除する(特定都市再生緊急整備地域にあつては、不動産取得税の課税標準から1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除する)。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	54,177,050	48,191,381	37,511,294

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 11 条	⑧		P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	PFI法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて国立大学の校舎の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	⑨		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,300万円を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	20,242,939	24,959,466	27,232,853
附 11 条	⑩		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	⑪		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合には、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額(上限1/2)を価格から控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	490,097	722,470	915,913
附 11 条	⑫		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(床面積30㎡～210㎡)を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	71,862,332	62,137,452	48,753,359
附 11 条	⑬		特例事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	308,624
附 11 条	⑭		中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	中小企業者が健康サポート薬局の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/6を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	/	0	220,483
附 11 条の 2	①・ ②		住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置	住宅及び土地の取得が行われた場合には、不動産取得税の標準税率を3%とする。	H33. 3. 31	税額	76,063,560	80,290,828	84,142,957
附 11 条の 4	①・ ②		心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する施設を取得した場合(取得の日から3年以上事業の用に供した場合)には、不動産取得税の税額から1/10を減額する。	H31. 3. 31	税額	0	0	109
附 11 条の 4	③		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(床面積30㎡～210㎡)の用に供する新築住宅用土地を取得した場合には、不動産取得税の税額から150万円又は床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	H31. 3. 31	税額	31,349	20,490	106,476

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 11 条の 4	④ ・ ⑤		宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の特例措置	宅地建物取引業者が取得する改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅であって、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のもの）について、一定の改修工事を行った上、取得の日から2年以内に個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合には、当該改修工事対象住宅に係る不動産取得税額から当該改修工事対象住宅の新築時に法第73条の14①により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。 【平成30年度改正（平成30年4月1日以後の取得分から適用）】 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行い、かつ、個人に譲渡し当該個人が自己の居住の用に供した場合の当該敷地について、当該改修工事対象住宅の床面積の2倍（上限200㎡）に相当する額又は150万円に税率を乗じた額のいずれか大きい額を控除する。	H31. 3. 31	税額	107, 181	432, 754	498, 917
附 11 条の 5	① ～ ③		宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で、当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって決定されるもの）をいう。）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/2とする。	H33. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	7, 243, 729, 237	7, 470, 952, 058	7, 632, 812, 506
附 12 条	① ～ ④		贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合には、不動産取得税の徴収を猶予する。 【平成30年度改正（平成30年4月1日以後の取得分から適用）】 対象となる農地等の範囲の見直し。	なし	税額	39, 614	45, 165	34, 516

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 12 条 の 2	①		過疎バスの取得に係る非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものとして都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合は、非課税とする。	H31.3.31	税額	7,403	9,714	7,366
附 12 条 の 2	②		自動車取得税の時限的な非課税措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車(新車に限る。)について非課税とする。	H31.3.31	税額	92,722,981	100,312,921	96,796,080
附 12 条 の 2 の 2	② ～ ⑧		自動車取得税の時限的な税率軽減措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車(新車に限る。)について税率を80%、75%、60%、50%、40%、25%又は20%軽減する。	H31.3.31	税額	69,478,054	74,338,923	46,416,875
附 12 条 の 2 の 4	① ～ ⑤		中古車の取得に係る課税標準の特例措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車(新車を除く。)について、取得価額から45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円を控除する。	H31.3.31	課税標準 (自動車の取得価額)	132,302,250	148,689,850	117,404,000
附 12 条 の 2 の 4	⑥ ～ ⑧		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置	・ノンステップバス(新車に限る。)について、取得価額から1,000万円を控除する。 ・リフト付きバス(新車に限る。)について、取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものにあっては200万円)を控除する。 ・ユニバーサルデザインタクシーについて、取得価額から100万円を控除する。	H31.3.31	課税標準 (自動車の取得価額)	9,383,865	14,314,000	14,905,000
附 12 条 の 2 の 4	⑨ ～ ⑫		先進安全自動車の取得に係る課税標準の特例措置	車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置を搭載した一定のバス等又はトラック(新車に限る。)について、取得価額から525万円、350万円又は175万円を控除した額を課税標準とする。 【H30改正】 ・車線逸脱警報装置を搭載した自動車に係る特例(取得価額から175万円控除)の対象を拡充 ・車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を搭載した一定のバス等及びトラック(新車に限る。)について、取得価額から525万円控除	H31.3.31	課税標準 (自動車の取得価額)	47,429,715	78,931,913	142,714,639

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車取得税のエコカー減税に係る適用状況に関する調」を基に作成。

○軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 12 条 の 2 の 7	①		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に対しては、免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。 【平成30年度改正】 次に掲げるものを縮減・廃止し、その他のものは適用期限を平成33年3月31日まで3年間延長。 ・電気供給業（うちガスタービン発電装置の動力源の用途） ・地熱資源開発事業	H33.3.31	税額	89,026,301	84,844,858	85,377,911
附 12 条 の 2 の 7	⑤		重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとする。	H33.3.31	税額			0
附 12 条 の 2 の 7	⑥		条約等に基づく船舶の動力源に供する免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、当該免税軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。	H33.3.31	税額	7,062	0	0

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 12 条 の 3	① ・ ②		自動車税のグリーン化特例（重課）	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、その翌年度の税率を概ね15%（バス及びトラックは概ね10%）重課する。 ※平成26年度以前課税分については、概ね10%重課	H31. 3. 31	税額	38,908,980	40,801,465	42,834,960
附 12 条 の 3	③ ~ ⑦		自動車税のグリーン化特例（軽課）	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する。	H31. 3. 31	税額	46,912,944	51,809,463	46,850,904

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税のグリーン化に関する調」を基に作成。

○鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
180条	②		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を2/3に軽減する。	なし	税額	62,069	65,412	64,712

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
700 条の 52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を1/4に軽減する。	なし	税額	111	124	0
700 条の 52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	1	0
附 32 条	①		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	H31. 3. 31	税額	351, 346 (注)	392, 083	389, 757
附 32 条	②		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	H31. 3. 31	税額	378	18, 869	42, 032
附 32 条の 2	①・②		有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率を1/2に軽減する。	H31. 3. 31	税額	343, 715	336, 741	319, 472

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(注) 修正報告を反映。

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
349条の3	⑨		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	主として一定の離島路線に就航する70トン未満の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (うち30トン未満の小型航空機 無期限 価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	3,030,458	2,788,826	6,900,735
349条の3	⑩		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	178,535,924	180,740,095 (注)	187,256,113
349条の3	⑪		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備及びこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	30,901,822	27,229,618	19,389,257
349条の3	⑫		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要な文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,633,888	6,971,111	7,674,829
349条の3	⑬		北海道・東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	北海道・東北・北陸・九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	644,050,232	1,526,515,167	1,610,824,859
349条の3	⑭		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/6 ※349条の3②又は⑮の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/6	なし	課税標準 (固定資産の価格)	159,520,832	150,824,568	235,656,878
349条の3	⑮		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りよりの線路設備等に係る課税標準の特例措置	河川その他公共用水域に係る事業の施行に伴う橋りよりの新設等により鉄軌道事業者、軌道経営者が敷設した事業用の線路設備又は電路設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 うち河川管理者による事業の施行により敷設された線路設備等 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	83,442,268	75,933,355	73,750,747

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
349条の3	⑯		(国研)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ直接人工衛星等の開発及びこれに必要な施設等の開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	9,496,657	10,916,299	10,132,599
349条の3	⑰		(国研)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)海洋研究開発機構が所有し、かつ直接海洋に関する基盤的研究開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	14,405,798	11,576,101	19,028,559
349条の3	⑱		(独)水資源機構がダムのに供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	(独)水資源機構が所有するダムのに供する一定の家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道のに供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	39,318,068	33,260,509	31,693,534
349条の3	⑲		JR旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	JR旅客会社から特定地方交通線に係る鉄道施設の無償譲渡を受けた者、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道施設の無償譲渡を受けた者が当該譲渡により取得し鉄道事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/4 ※349条の3②、⑮又は⑳の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の1/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	99,244,966	94,854,634	90,651,859
349条の3	⑳		(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ直接石油代替エネルギー技術の開発及び基盤技術研究に関する業務等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	15,572,949	15,365,797	18,585,478
349条の3	㉑		(国研)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)科学技術振興機構が所有し、かつ直接新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,575,830	2,487,202	2,492,188
349条の3	㉒		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務のに供する土地に係る課税標準の特例措置	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,800,167	4,940,604	4,964,251

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
349条の3	㉓		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は空港用地の造成事業者から借り受ける固定資産のうち、直接滑走路等の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	121,169,640	118,058,629	118,525,833
349条の3	㉔		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	220,237,603	222,680,178	226,944,914
349条の3	㉕		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構により新たに建設された変電所の用に供する償却資産でその鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	12,687,152	14,095,991	11,523,019
349条の3	㉖		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	21,544,001	21,088,203	20,509,026
349条の3	㉗		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供される一定のコンテナに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の4/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,415,119	4,260,691	4,681,851
349条の3	㉘		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	400,177	442,391
349条の3	㉙		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
349条の 3	⑩		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業（利用定員5人以下であるものに限り、当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	49,949	30,623
349条の 3	⑪		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に対する課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	31,116	113,412
349条の 3	⑫		(国研)日本医療研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(国研)日本医療研究開発機構が所有し、かつ直接医療分野の研究開発等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	5,792,780	4,141,526
349条の 3	⑬		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)量子科学技術研究開発機構が設置する量子科学に関する基礎的研究業務等の用に供する設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)		0	1,591,150
349条の 3	⑭		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)		237,453	282,241
附 15条	①		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき新増設した一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ①倉庫事業者が取得した特定倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 (うち倉庫に付属する機械設備 最初の5年度分 価格の3/4) ②日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等が取得した貨物運送設備 最初の5年度分 価格の3/5	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	31,572,432	35,640,601 (注)	41,832,966

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	②		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	<p>次に掲げる公害防止施設に対する固定資産税の課税標準を、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/3 (ロ) その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>②中小事業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する指定物質の排出、飛散の抑制に資する施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>③中小事業者等が取得したフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p> <p>④ごみ処理施設 価格の1/2 ⑤一般廃棄物最終処分場 価格の2/3 ⑥産業廃棄物処理施設 価格の1/3 ⑦公共下水道の利用者が設置した除害施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 ①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等に係る特例率を1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に縮減する(現行1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)。 ②中小事業者等が取得したフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機に係る特例を廃止する。 ③石綿が含まれている産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設に係る特例率を1/2に縮減する(現行1/3)。 ④汚水廃液処理施設及び下水道除害施設に係る特例の対象からパーク処理装置を除外する。</p>	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	462,866,479	441,464,343	427,916,296

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	③		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	航空法の許可を受けた者が運航する一定の航空機に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 ①最大離陸重量30t未満で特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の1/4 ②最大離陸重量30t以上50t未満で特に地方的な路線の就航割合が3分の2以上の航空機 最初の1年度分 価格の3/8 その後4年度分 価格の2/5 ③最大離陸重量200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の2/5 ④上記①～③のいずれにも該当しない航空機 最初の3年度分 価格の2/3	H31年度	課税標準 (固定資産の価格)	250,176,244	181,477,517	135,688,439
附 15 条	④		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する一定の家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の5/6	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,784	21,303	21,160
附 15 条	⑤		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の2/3 ※349条の3①に規定する償却資産にあつては、価格の2/3に同項に定める率を乗じて得た額	H31年度	課税標準 (固定資産の価格)	91,526,305	89,306,857	86,798,270
附 15 条	⑥		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	地震防災対策強化区域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において新たに取得された地震防災対策の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	15,261	14,708	15,019
附 15 条	⑦		J R貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	J R貨物が取得し、業務の用に供する一定の新規製造車両(機関車、コンテナ貨車)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 コンテナ貨車を特例の対象から除外する。	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8,794,514	8,283,533	12,645,366

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	⑧ ~ ⑩		特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>価格に次の割合を乗じて得た額</p> <p>(イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3</p> <p>(ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】</p> <p>特例率を3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に縮減する(現行2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)。</p>	H33. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	59,769	78,227	102,268
附 15 条	⑪		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	<p>燃料電池自動車に水素を充てんするための設備、又は専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てんするための設備で、政府の補助を受けて新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の3年度分 価格の2/3</p>	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	101,368	1,094,682	6,178,186
附 15 条	⑫		国際船舶に係る課税標準の特例措置	<p>主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であって、海上運送法に規定する国際船舶であるものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>349条の3⑤の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額</p> <p>【平成30年度改正(平成30年度分から適用)】</p> <p>近代化船を特例の対象から除外する。</p>	H32年度	課税標準 (固定資産の価格)	34,704,494	38,979,751	41,459,993
附 15 条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	<p>整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の20年度分 価格の1/2</p> <p>※349条の3②、⑬又は⑮の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2</p>	H35. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	7,539,487	21,998,390	25,833,963

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	⑭		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3	H31.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	20,056,441	21,020,980	22,579,172
附 15 条	⑮		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得し、事業の用に供する新造車両で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するもの(低床型新造車両)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3	H31.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	2,295,990	1,722,656	2,402,918
附 15 条	⑯		鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者及び総合効率化事業者が取得等した新規製造車両で、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー使用の合理化に資するもの等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 (省令で定める事業者等又は総合効率化事業者が取得した車両 価格の3/5)	H31.3.31 (鉄道事業者、軌道経営者) H32.3.31 (総合効率化事業者)	課税標準 (固定資産の価格)	108,087,517	95,893,456	92,715,418
附 15 条	⑰		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	13,351,442	14,404,126	14,199,493

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	⑱		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/5 (ロ) その他の資産 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの) 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	5,740,311	9,314,604	8,623,946
附 15 条	⑲		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の7/8 【平成30年度改正(平成30年度分から適用)】 特例率を9/10に縮減する(現行7/8)。	H31年度	課税標準 (固定資産の価格)	40,844,101	29,982,473	29,918,119
附 15 条	⑳		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋又は償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	826,493	815,371	805,967
附 15 条	㉑		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋・償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	645,492	655,558	2,919,066

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	㉒		指定会社等が外貿埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社の民営化に伴い、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貿埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	50,237,377	47,472,670	44,005,960
附 15 条	㉓		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の4/5 【平成30年度改正(平成30年度分から適用)】 特例率を5/6に縮減する(現行4/5)。	H31年度	課税標準 (固定資産の価格)	356,062,147	199,386,934 (注)	174,070,323
附 15 条	㉔		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋又は償却資産のうち政府の補助を受けて取得したものに對する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	622,279	1,050,680 (注)	1,546,388
附 15 条	㉕		バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に従って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 脂肪酸メチルエステル製造設備の適用対象を中小事業者等に限定する。	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	627,250	1,001,253	2,070,992
附 15 条	㉖		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であつて、重要無形文化財に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H30年度	課税標準 (固定資産の価格)	427,258 (注)	989,082 (注)	856,117
附 15 条	㉗		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3	H31.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	4,924,760	6,495,776	9,477,898

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	⑳		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉑ ・ ㉒		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	平成30年3月31日までに市町村と締結した管理協定の対象となった協定避難施設に係る協定避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 ①特例の対象に指定避難施設及び避難の用に供する一定の償却資産(防災用倉庫・防災用ベンチ・非常用電源設備)を追加する。 ②指定避難施設及び指定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	H33. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉓		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 704, 598	4, 216, 469	8, 485, 593

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	③②		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。)を電気に変換する一定の設備を取得する場合における当該設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>①太陽光(政府の補助を受けたもので再生特措法に規定する認定を受けたものを除く)及び風力 最初の3年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>②水力、地熱及びバイオマス 最初の3年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 ①出力が1,000kW以上の太陽光発電設備及び出力が20kW未満の風力発電設備に係る特例率を3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に縮減する(現行2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)。 ②出力が5,000kW以上の水力発電設備、出力が1,000kW未満の地熱発電設備及び出力が10,000kW以上のバイオマス発電設備に係る特例率を2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に縮減する(現行1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)。</p>	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	787, 347, 401	1, 413, 261, 551	1, 310, 925, 062
附 15 条	③③		コージェネレーション設備に係る課税標準の特例措置	<p>一定の熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 5/6</p>	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1, 303, 712	1, 638, 703	1, 594, 443
附 15 条	③④		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置	<p>鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 2/3</p> <p>【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 ①特例の対象にロッキング橋脚を有する橋りょうの耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産を追加する。 ②特例の対象から一定の線区及び駅又は停留場の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産を除外する。</p>	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3, 574, 075	10, 361, 293	14, 139, 306
附 15 条	③⑤		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	<p>港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の2/3</p>	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	③⑥		放送ネットワーク災害対策用設備に係る課税標準の特例措置	放送法に規定する基幹放送事業者等が取得した基幹放送設備等のうち、ラジオ放送による災害の場合の放送の確実な実施に著しく資する一定のものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 特例の対象から「送信所の移転」の場合を除外する。	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	27,935	180,483	244,715
附 15 条	③⑦		浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	水防法に規定する洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が同法に規定する浸水防止計画に基づき取得した当該地下街等における洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るための一定の設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	11,839	80,287	21,418
附 15 条	③⑧		国家戦略特区における特定研究開発事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置	国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、国家戦略特別区域の区域内において事業実施計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備(法人税の即時償却の対象となるものに限る。)に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	8,360	9,714
附 15 条	③⑨		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 4/5 (ロ) その他の資産 4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H32.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	534

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	④⑩		港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置	南海トラフ地震防災対策推進地域等において、国の無利子貸付けを受けて改良された特別特定技術基準対象施設に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 ①南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が緊急確保航路等の区域に隣接する港湾に存する特別特定技術基準対象施設に係る特例率を1/2に拡充する(現行2/3)。 ②上記以外の特別特定技術基準対象施設に係る特例率を5/6に縮減する(現行2/3)。	H33. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	④⑪		防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置	電気事業者等が防災上重要な道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の2/3(うち電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設した地下ケーブル等 最初の4年度分 価格の1/2)	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	1,702,769
附 15 条	④⑫		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	農地中間管理権を取得した一定の土地で、その存続期間が10年以上であるものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 (うち農地中間管理権の存続期間が15年以上 最初の5年度分 価格の1/2) 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 特例の対象から自己所有地を除外する。	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	5,377,719
附 15 条	④⑬		中小企業者等が新規取得した経営力向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき新たに取得した経営力向上設備である一定の機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 【平成30年度改正にて廃止(平成31年4月1日施行)】	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	85,722,009
附 15 条	④⑭		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	④		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	①		J R 等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる固定資産のうち、国鉄改革前において旧市町村納付金の一定の特例措置の適用があったものに対する固定資産税の課税標準について、当該特例措置(償却資産の区分に応じ、1/6~3/4)と同等の特例措置を講じる。 ①J R 各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 ②(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJ R 各社に有償で貸し付けている鉄道の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	166, 940, 478	157, 727, 536 (注)	148, 487, 219
附 15 条の 2	②		J R 北海道又は J R 四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	J R 北海道又は J R 四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、⑬から⑮まで若しくは⑳、附15条⑯若しくは㉑又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H33年度	課税標準 (固定資産の価格)	578, 313, 458	580, 632, 024	598, 899, 151
附 15 条の 3			J R 北海道、J R 四国又は J R 貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	J R 北海道、J R 四国又は J R 貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H33年度	課税標準 (固定資産の価格)	135, 740, 063	134, 914, 181	96, 099, 873
附 15 条の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	新築住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の5年度分)	H32. 3. 31	税額	95, 598, 990	100, 508, 731	102, 052, 534
附 15 条の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	新築の長期優良住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の7年度分)	H32. 3. 31	税額	26, 469, 679	28, 597, 073	29, 965, 051

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条 の 8	①		特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸家住宅に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地(三大都市圏の特定市における市街化区域内の農地)の所有者等が当該農地の上に中高層耐火建築物である貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めるときは、当該貸家住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 2/3 その後の3年度分 1/2 【平成30年度改正にて廃止】	廃止	税額	234,772	209,365	180,163
附 15 条 の 8	②		特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地の所有者等が転用を届け出た当該特定市街化区域農地(旧農地)の上に貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めるときは、当該旧農地に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/12 【平成30年度改正にて廃止】	廃止	税額	12,599	13,553	12,032
附 15 条 の 8	③		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	市街地再開発事業の施行に伴い、新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4)	H31.3.31	税額	509,372	480,968	490,544
附 15 条 の 8	④		サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	一定のサービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲において市町村の条例で定める割合	H31.3.31	税額	2,405,936	3,251,024	3,654,784

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条 の 8	⑤		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	防災街区整備事業の施行に伴い、新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3	H31.3.31	税額	7,931	519	3,067
附 15 条 の 9	① ～ ③		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対する固定資産税について、改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、1/2を減額する。 H18.1.1からH21.12.31に改修した場合 3年度分 H22.1.1からH24.12.31に改修した場合 2年度分 H25.1.1からH30.3.31に改修した場合 1年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は2年度分)	H32.3.31	税額	76,153	142,368	138,900
附 15 条 の 9	④ ～ ⑧		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	新築された日から10年以上を経過した住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分においてバリアフリー改修工事が行われたもので高齢者等が居住しているものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 床面積要件を50㎡～280㎡に縮減する(現行50㎡以上)。	H32.3.31	税額	30,854	37,409	31,103
附 15 条 の 9	⑨ ～ ⑫		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 床面積要件を50㎡～280㎡に縮減する(現行50㎡以上)。	H32.3.31	税額	83,755	72,555	90,242
附 15 条 の 9 の 2	① ～ ③		耐震改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、長期優良住宅に該当することとなったものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 価格の2/3(一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は1年度分2/3、その後の1年度分1/2)	H32.3.31	税額			0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条の 9 の 2	④ ～ ⑦		省エネ改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたもので、長期優良住宅に該当することとなったものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 価格の2/3 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 床面積要件を50㎡～280㎡に縮減する(現行50㎡以上)。	H32.3.31	税額			0
附 15 条の 10	① ～ ③		耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物のうち、新たに政府の補助を受けて一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 1/2(耐震改修費用の2.5%まで)	H32.3.31	税額	3,680	52,849	128,808

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「H31.3.31」となっているものは、平成31年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり「H31年度」となっているものは、対象となる固定資産の平成31年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

(注) 修正報告を反映

○軽自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 30 条	① ・ ②		軽自動車税の経年車重課	初回車両番号指定から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、その翌年度の税率を概ね20%重課する。	なし	税額		23,482,530	26,855,261
附 30 条	③ ~ ⑨		軽自動車税のグリーン化特例(軽課)	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する三輪以上の軽自動車について、初回車両番号指定の翌年度の税率を概ね75%、50%又は25%軽減する。	H31.3.31	税額	0	5,100,723	4,528,336

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
701条の41	①	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	協同組合等が事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	4,258,669 [2,555,201千円]	4,284,204 [2,570,522千円]	4,384,852 [2,630,911千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	389,465,572	393,972,811	396,003,068
701条の41	①	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	48,849 [29,309千円]	44,576 [26,746千円]	44,163 [26,498千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	284,519	277,350	283,525
701条の41	①	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	500,775 [300,465千円]	474,609 [284,765千円]	473,634 [284,180千円]
701条の41	①	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	産業廃棄物の収集、運搬又は処分その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	1,505,844 [903,506千円]	1,501,612 [900,967千円]	1,524,861 [914,917千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	8,137,754	8,324,626	8,912,628
701条の41	①	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	家畜市場について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	5,700 [3,420千円]	5,700 [3,420千円]	5,699 [3,419千円]
701条の41	①	六	生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	6,741 [4,045千円]	8,028 [4,817千円]	8,165 [4,899千円]
701条の41	①	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	789,562 [473,737千円]	785,510 [471,306千円]	778,022 [466,813千円]
701条の41	①	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(m ²))	508,488 [305,093千円]	541,692 [325,015千円]	513,557 [308,134千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
701条の41	①	九	ホテル、旅館の営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,525,318 [4,515,191千円]	7,751,946 [4,651,168千円]	7,845,247 [4,707,148千円]
701条の41	①	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	54,347 [32,608千円]	48,011 [28,807千円]	42,624 [25,574千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	192,993	783,803	191,795
701条の41	①	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	6,902,975 [4,141,785千円]	7,186,152 [4,311,691千円]	6,844,528 [4,106,717千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	8,945,507	9,822,974	9,375,840
701条の41	①	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナー貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	8,078 [4,847千円]	8,415 [5,049千円]	19,361 [11,617千円]
701条の41	①	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	283,126 [169,876千円]	280,909 [168,545千円]	279,444 [167,666千円]
701条の41	①	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	18,451,979 [11,071,187千円]	19,141,813 [11,485,088千円]	19,276,807 [11,566,084千円]
701条の41	①	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	タクシー事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	507,069 [304,241千円]	489,367 [293,620千円]	450,702 [270,421千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	128,239,247	129,447,611	120,402,673

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
701条の41	①	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	公共飛行場設置施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	394,508 [236,705千円]	381,497 [228,898千円]	378,937 [227,362千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	64,407,496	64,667,374	66,208,483
701条の41	①	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業の用に供する店舗等について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	911,564 [546,938千円]	914,832 [548,899千円]	908,723 [545,234千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	7,512,879	8,104,900	7,263,869
701条の41	①	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業の用に供する倉庫に係る事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	779,930 [467,958千円]	854,792 [512,875千円]	930,375 [558,225千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	1,846,235	2,288,839	1,689,992
701条の41	①	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	特定信書便事業者の事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	418 [251千円]	439 [263千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	0	0	0
701条の41	②		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給に係る施設又は設備に係る事業所等で、雇用する障害者の数が10人以上であり、かつ、障害者の割合が1/2以上である事業所等について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	37,238 [22,343千円]	37,143 [22,286千円]	37,472 [22,483千円]
附33条	①		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附33条	②		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	9,443 [5,666千円]	8,144 [4,886千円]	8,115 [4,869千円]
附33条	③		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	1,486 [892千円]	0

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 33 条	④		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成31年3月31日までに新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	466 [280千円]	466 [280千円]	606 [364千円]
附 33 条	⑤		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設について、法人にあっては平成30年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては平成30年分までに限り、事業所税の資産割の課税標準を1/4控除する。 【平成30年度改正】 法人について、適用期限を平成31年6月30日まで延長する。	H31. 6. 30 (法人) 30年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	121, 764 [73, 058千円]	124, 362 [74, 617千円]	117, 264 [70, 358千円]
附 33 条	⑥		企業主導型保育事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育事業の用に供する施設について、その事業主等が補助開始日から引き続き当該補助を受けている場合に限り、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を3/4控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	/	/	2, 515 [1, 509千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))			55, 177

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[]内の数値は、課税標準 (事業所床面積 (㎡)) に600円/㎡の税率を乗じたものである。

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
702条	②		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	78,818,192	79,333,058	79,867,230
702条	②		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,072,827	2,933,756	2,927,576
702条	②		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,717,802	5,934,534	6,034,550
702条	②		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,706,458	4,691,099	4,855,855
702条	②		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	34,418,399	34,510,734	34,591,574
702条	②		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	181,041,400	182,786,249	186,148,753
702条	②		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,320,153	2,320,153	2,320,152
702条	②		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	227,056	256,454
702条	②		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
702条	②		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員5人以下であるもの)の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	12,145	12,119
702条	②		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	31,116	31,116
702条	②		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(国研)量子科学技術研究開発機構が設置する量子科学に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
702条	②		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)		153,008	206,959
附 15条	①		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき新増設した一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 倉庫事業者が取得した特定倉庫 最初の5年度分 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	20,072,176	20,217,824	25,183,432
附 15条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2	H35. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,055,046	3,933,233	5,618,378
附 15条	⑰		PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,551,599	3,204,939	3,207,675

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	⑮		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの 価格に1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額)	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3, 221, 228	4, 415, 993	3, 422, 172
附 15 条	⑰		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の7/8 【平成30年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	⑳		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	616, 667	616, 667	616, 667
附 15 条	㉑		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	157, 305	198, 368	203, 958
附 15 条	㉒		指定会社等が外貨埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貨埠頭公社の民営化に伴い、特定外貨埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貨埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	27, 739, 808	25, 666, 261	24, 630, 428
附 15 条	㉓		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の4/5 【平成30年度改正(平成30年度分から適用)】 特例率を5/6に縮減する(現行4/5)。	H31年度	課税標準 (固定資産の価格)	280, 900, 545	137, 651, 317	138, 327, 022
附 15 条	㉔		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋のうち政府の補助を受けて取得したものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	294, 633	10, 602

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30. 3. 31現在)	適用期限 (H30. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	②⑥		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財に指定された芸能を公演するための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2	H30年度	課税標準 (固定資産の価格)	404,733 (注)	989,082 (注)	856,117
附 15 条	②⑦		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 特定国際拠点港湾において 価格の2/3	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	277,536	277,536
附 15 条	③①		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した家屋に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	180,498	323,743	555,528
附 15 条	③⑤		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の2/3	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	③⑨		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に4/5を参照して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	④②		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	農地中間管理権を取得した一定の土地で、その存続期間が10年以上であるものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 (うち農地中間管理権の存続期間が15年以上 最初の5年度分 価格の1/2) 【平成30年度改正(平成30年4月1日以後の取得分から適用)】 特例の対象から自己所有地を除外する。	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	16,052
附 15 条	④④		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に1/2を参照して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	H31. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H30.3.31現在)	適用期限 (H30.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号					27年度	28年度	29年度
附 15 条	④		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	H31.3.31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	②		J R北海道又は J R四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道又はJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、⑬から⑮まで若しくは⑳、附15条⑯若しくは㉑又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H33年度	課税標準 (固定資産の価格)	82,248,134	80,829,619	74,045,113
附 15 条の 3			J R北海道、J R四国又は J R貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5	H33年度	課税標準 (固定資産の価格)	88,833,192	85,746,463	67,475,896

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「H31.3.31」となっているものは、平成31年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり「H31年度」となっているものは、対象となる固定資産の平成31年度分までの各年度分の都市計画税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

(注) 修正報告を反映

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等の法人税率の特例	17,432,905	17,539,364	19,111,563	5,088,707	-	14,022,856	19,111,563	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	3,559,177	3,333,261	3,647,777	904,874	-	2,742,903	3,647,777	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	3,416,360	3,266,930	3,597,406	892,379	-	2,705,027	3,597,406	-	
(3) 特別試験研究費に係る税額控除	6,295	20,576	23,238	5,764	-	17,474	23,238	-	(イ)
(4) ① 試験研究費の増加額に係る税額控除	62,141	40,241	22,203	5,508	-	16,695	22,203	-	(イ)
② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	8,475	5,514	4,930	1,223	-	3,707	4,930	-	(イ)
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	60,171,064	8,477,025	1,361,211	105,436	559,935	319,602	984,973	376,238	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	378,583	228,115	123,556	30,650	-	92,906	123,556	-	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	44,997,990	69,890,819	49,475,430	3,121,532	25,762,398	9,462,144	38,346,074	11,129,356	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	3,426,030	3,499,134	2,938,842	729,015	-	2,209,827	2,938,842	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	286	71	-	215	286	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	98,438	73,111	62,206	15,431	-	46,775	62,206	-	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	5,570	2,163	22,489	1,419	11,710	4,301	17,430	5,059	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	53,684	37,939	56,712	14,068	-	42,644	56,712	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	5,178	1,630	20,556	1,399	9,924	4,242	15,565	4,991	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	3,095	8,207	12,953	3,213	-	9,740	12,953	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	1,254	69	4	36	13	53	16	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	12,566	8,749	4,414	1,095	-	3,319	4,414	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	6,999	12,708	20,059	4,976	-	15,083	20,059	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	2,151	1,597	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	172,735	11,443	220,651	15,863	100,113	48,084	164,060	56,591	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却			4,150	306	1,825	928	3,059	1,091	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除			2,403	596	-	1,807	2,403	-	(イ)

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	37,651	16,351	29,899	2,101	13,939	6,368	22,408	7,491	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	1,379	4,599	1,141	-	3,458	4,599	-	(イ)
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	862,749	463,345	45,595	11,310	-	34,285	45,595	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除		-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	819,607	493,485	900,886	56,839	469,101	172,294	698,234	202,652	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	207,758	178,083	239,690	59,458	-	180,232	239,690	-	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却			38,994,988	2,460,317	20,304,940	7,457,836	30,223,093	8,771,895	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			874,751	216,993	-	657,758	874,751	-	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	14,073,068	16,335,144	22,849,811	5,668,170	-	17,181,641	22,849,811	-	(イ)
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	145,125,359	98,279,676	23,214,131	1,485,963	11,925,508	4,504,327	17,915,798	5,298,333	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,393,747	1,176,574	262,047	65,004	-	197,043	262,047	-	(イ)
公害防止用設備の特別償却	727	1,605	250	16	130	48	194	56	
船舶の特別償却	3,717,014	4,834,554	5,216,305	347,625	2,575,232	1,053,738	3,976,595	1,239,710	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
自動車教習用貨物自動車の特別償却			3,329	210	1,733	637	2,580	749	
耐震基準適合建物等の特別償却	22,314	74,320	36,956	2,389	18,808	7,242	28,439	8,517	
被災代替資産等の特別償却			13,800	871	7,186	2,639	10,696	3,104	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	669	483	33	3	8	10	21	12	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)	3,764	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	104,736	145,689	168,680	13,758	64,114	41,705	119,577	49,103	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	73,125	110,851	132,893	10,767	51,069	32,635	94,471	38,422	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	19,129	33,410	34,435	2,900	12,387	8,793	24,080	10,355	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	5,292	829	1,152	73	600	220	893	259	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	237	599	200	18	58	57	133	67	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	9,528	8,602	543	4,479	1,645	6,667	1,935	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
医療用機器の特別償却	243,776	251,203	234,705	15,446	117,357	46,821	179,624	55,081	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	7,456	8,066	4,801	303	2,500	918	3,721	1,080	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた 場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	4,066	0	0	0	0	0	0	0	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	75,652	59,660	49,720	3,154	25,765	9,558	38,477	11,243	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進 機械等の割増償却			5	0	3	1	4	1	
特定都市再生建築物等の割増償却	339,871	373,844	225,237	22,321	55,547	67,658	145,526	79,711	
倉庫用建物等の割増償却	14,457	16,019	13,669	1,275	3,978	3,865	9,118	4,551	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の 特例	8,480,593	7,922,244	6,772,224	433,346	3,480,166	1,313,581	5,227,093	1,545,131	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立 不足額)	2,930,068	2,543,332	2,118,741	133,971	1,101,011	406,100	1,641,082	477,659	
海外投資等損失準備金	470,810	155,352	62,033	15,388	-	46,645	62,033	-	(才)
新事業開拓事業者投資損失準備金	1,659	23,615	33,465	3,269	8,614	9,909	21,792	11,673	
特定事業再編投資損失準備金	3,034	28,214	66,463	4,193	34,608	12,711	51,512	14,951	
金属鉱業等鉱害防止準備金	335	287	91	8	30	25	63	28	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定災害防止準備金	142,369	245,753	302,066	21,924	135,475	66,455	223,854	78,212	
使用済燃料再処理準備金	4,997,097	0	0	0	0	0	0	0	
原子力発電施設解体準備金	2,111,020	1,856,844	675,434	67,929	158,985	205,911	432,825	242,609	
特定原子力施設炉心等除去準備金			0	0	0	0	0	0	
保険会社等の異常危険準備金	17,729,752	18,430,644	12,596,406	1,265,700	2,973,607	3,836,652	8,075,959	4,520,447	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	6,510,327	912,882	3,048,713	306,613	717,609	929,421	1,953,643	1,095,070	
関西国際空港用地整備準備金	0	383,063	618,298	62,183	145,536	188,493	396,212	222,086	
中部国際空港整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	746,513	793,736	680,815	49,923	301,453	151,329	502,705	178,110	
中小企業等の貸倒引当金の特例	6,091,511	5,885,163	5,457,444	344,324	2,841,751	1,043,733	4,229,808	1,227,636	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	4,878,275	8,006,694	6,120,179	610,262	1,480,556	1,849,857	3,940,675	2,179,504	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	1,539,239	2,716,027	743,011	74,692	175,148	226,410	476,250	266,761	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	5,115,763	3,510,989	2,750,756	246,153	879,318	746,150	1,871,621	879,135	(工)

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	0	0	110	7	57	21	85	25	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	9,001	11,675	25,615	1,616	13,338	4,899	19,853	5,762	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	0	1,927	2,420	153	1,260	463	1,876	544	
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例		0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	2,062,241	2,648,950	2,832,048	178,698	1,474,554	541,676	2,194,928	637,120	
農用地等を取得した場合の課税の特例	907,140	1,250,616	1,697,855	107,135	883,996	324,752	1,315,883	381,972	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	9,590,234	11,967,560	12,465,067	1,033,088	4,613,034	3,131,548	8,777,670	3,687,397	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	13,582,076	20,340,188	32,158,144	2,849,813	10,495,688	8,638,495	21,983,996	10,174,148	
収用換地等の場合の所得の特別控除	4,122,488	4,427,377	4,028,904	264,790	2,017,221	802,646	3,084,657	944,247	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	66,768	54,805	44,073	3,002	21,261	9,102	33,365	10,708	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	81,635	70,292	58,189	4,028	27,582	12,211	43,821	14,368	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	849	2,856	3,094	195	1,611	592	2,398	696	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	55,591	107,238	107,435	6,778	55,943	20,547	83,268	24,167	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	40,865,065	47,783,176	42,121,535	3,139,735	18,262,241	9,517,329	30,919,305	11,202,230	
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	2,245,619	2,046,445	589,389	38,866	294,115	117,811	450,792	138,597	
(2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	108,138	116,328	44,209	4,116	12,913	12,479	29,508	14,701	
(3) 過疎地域の外から内への買換え	17,372	157,186	92,338	5,826	48,081	17,660	71,567	20,771	
(4) 都市機能誘導区域の外から内への買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	37,692	65,234	1,211,767	120,910	292,530	366,507	779,947	431,820	
(6) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	789,917	833,866	361,021	22,873	187,258	69,335	279,466	81,555	
(7) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え	34,510,244	42,260,803	35,806,835	2,654,379	15,636,044	8,046,087	26,336,510	9,470,325	
(8) 日本船舶から日本船舶への買換え	1,392,636	1,110,000	780,092	54,043	369,466	163,821	587,330	192,762	
(9) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	1,467,904	1,019,131	2,768,202	208,465	1,184,015	631,911	2,024,391	743,811	
(10) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	2,023	1,823	18,227	1,150	9,491	3,486	14,127	4,100	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
(11) 農用地区域内にある土地等の買換え	293,520	172,360	449,455	29,107	228,328	88,232	345,667	103,788	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	2,489,513	2,338,181	830,100	74,427	264,346	225,606	564,379	265,721	
技術研究組合の所得の計算の特例	28,291	70,890	188,320	11,882	98,060	36,016	145,958	42,362	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	22,533,532	23,675,612	25,001,895	1,637,658	12,560,270	4,964,150	19,162,078	5,839,817	
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	34,035	32,349	48,068	3,033	25,029	9,193	37,255	10,813	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	853,547	1,201,301	1,029,193	80,107	420,401	242,824	743,332	285,861	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	16,089	13,078	10,747	2,666	-	8,081	10,747	-	(才)
特定の医療法人の法人税率の特例	351,124	237,396	226,832	56,268	-	170,564	226,832	-	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	3,721,737	4,240,819	4,042,853	255,388	2,102,763	774,147	3,132,298	910,555	
転廃業助成金等に係る課税の特例	2,177	11,533	26,316	1,660	13,703	5,033	20,396	5,920	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	14,247	15,331	17,158	4,256	-	12,902	17,158	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	317,650	101,272	235,232	58,352	-	176,880	235,232	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	245,181	88,338	234,918	58,274	-	176,644	234,918	-	
(3) 特別試験研究費に係る税額控除	231	39	314	78	-	236	314	-	(イ)
(4) ① 試験研究費の増加額に係る税額控除	71,616	12,834	0	0	-	0	0	-	(イ)
② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	469	61	0	0	-	0	0	-	(イ)
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	7,535,516	456,256	317,562	25,037	127,286	75,893	228,216	89,346	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	6,443	1,121	3	1	-	2	3	-	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	639,241	1,227,319	295,305	18,632	153,768	56,477	228,877	66,428	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	51,992	48,771	27,682	6,867	-	20,815	27,682	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	19,343	18,359	7,144	1,772	-	5,372	7,144	-	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	625	0	0	-	0	0	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	367	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-	(イ)

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	6,951	4,419	0	0	-	0	0	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除		-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	159	14	46,429	2,929	24,176	8,880	35,985	10,444	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	524	0	487	121	-	366	487	-	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却			1,216,575	76,757	633,484	232,669	942,910	273,665	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			17,813	4,419	-	13,394	17,813	-	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	312,133	485,964	562,280	139,480	-	422,800	562,280	-	(イ)
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	12,766,058	7,974,632	227,188	16,364	102,842	49,604	168,810	58,378	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	25,599	13,961	2,575	639	-	1,936	2,575	-	(イ)
公害防止用設備の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
船舶の特別償却	6,630	254,705	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
自動車教習用貨物自動車の特別償却			0	0	0	0	0	0	
耐震基準適合建物等の特別償却	0	1,558	0	0	0	0	0	0	
被災代替資産等の特別償却			0	0	0	0	0	0	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	10,173	844	960	97	226	293	616	344	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	25,842	55,364	15,566	1,565	3,664	4,745	9,974	5,592	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	25,785	22,813	15,566	1,565	3,664	4,745	9,974	5,592	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	57	32,551	0	0	0	0	0	0	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	0	8,417	846	1,981	2,566	5,393	3,024	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
医療用機器の特別償却	16,943	11,971	6,885	692	1,621	2,099	4,412	2,473	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	78,455	16,389	83	8	20	26	54	29	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた 場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	1,448	1,306	320	32	75	97	204	116	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進 機械等の割増償却			0	0	0	0	0	0	
特定都市再生建築物等の割増償却	33,058	20,472	38,181	3,840	8,987	11,640	24,467	13,714	
倉庫用建物等の割増償却	215	209	115	12	27	35	74	41	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の 特例	141,459	121,435	193,712	12,691	97,292	38,471	148,454	45,258	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不 足額)	665,547	8,883,488	3,608,297	362,891	849,324	1,100,013	2,312,228	1,296,069	
海外投資等損失準備金	0	14,307	15,653	3,883	-	11,770	15,653	-	(才)
新事業開拓事業者投資損失準備金	0	1,364	1,453	146	342	443	931	522	
特定事業再編投資損失準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属鉱業等鉱害防止準備金	431	234	124	12	29	37	78	46	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定災害防止準備金	11,606	24,066	31,892	2,239	14,876	6,788	23,903	7,989	
使用済燃料再処理準備金	7,117,183	196,420	0	0	0	0	0	0	
原子力発電施設解体準備金	3,054,318	3,860,937	2,624,536	263,953	617,765	800,107	1,681,825	942,711	
特定原子力施設炉心等除去準備金			0	0	0	0	0	0	
保険会社等の異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
関西国際空港用地整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部国際空港整備準備金	436,542	432,231	386,491	38,870	90,973	117,825	247,668	138,823	
特定船舶に係る特別修繕準備金	39,967	47,397	21,951	1,873	7,716	5,677	15,266	6,685	
中小連結法人等の貸倒引当金の特例	44,909	40,996	32,718	2,064	17,037	6,257	25,358	7,360	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	0	27,615	17,264	1,158	8,466	3,510	13,134	4,130	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	0	5,624	1,077	68	561	206	835	242	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	1,364,399	0	228,203	20,421	72,949	61,901	155,271	72,932	(工)

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	888	5,817	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例		0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
農用地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	1,554,913	2,978,413	1,137,705	111,109	293,004	336,799	740,912	396,793	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	2,302,077	1,395,935	5,402,841	469,525	1,833,920	1,423,249	3,726,694	1,676,147	
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	136,457	126,581	86,215	7,888	26,254	23,910	58,052	28,163	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	2,097	4,726	0	0	0	0	0	0	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	5,233	5,273	2,019	203	475	616	1,294	725	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	1,048	294	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
(11) 農用地区域内にある土地等の買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	50,220	5,051	11,821	15,310	32,182	18,038	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	144,662	150,377	239,857	24,123	56,458	73,122	153,703	86,154	
技術研究組合の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	339,085	481,086	743,175	61,651	274,587	186,882	523,120	220,055	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	67,179	0	61,216	5,846	16,768	17,723	40,337	20,879	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	(才)
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	38,723	43,411	2,739	22,605	8,302	33,646	9,765	
中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	38,528	240,186	184,675	18,571	43,485	56,294	118,350	66,325	

(連結法人) (単位:千円)

措置名	平成27年度	平成28年度	平成29年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	167,411	582,769	322,999	32,485	76,028	98,469	206,982	116,017	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	126,846	-	-	-	-	-	-	-	

備考欄の丸数字は、次のとおり。

- (ア) 地方税の計算において適用対象外
- (イ) 中小企業者等にのみ適用
- (ウ) 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形標準課税対象法人として計算
- (エ) 単年度損益の計算において適用対象外
- (オ) 事業税の所得計算において適用対象外

※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)

※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)

※3 地方法人特別税への影響額は次のとおりに算出した。：事業税×地方法人特別税率

※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。

※5 税率については、以下のとおり。

- ・住民税率：道府県民税(3.2%) 市町村民税(9.7%)
- ・法人税率：23.4%
- ・事業税率：非外形(6.7%)
外形(1.9%【うち1.2%は単年度損益分】)
- ・地方法人特別税率：非外形(43.2%)
外形(414.2%)

※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、平成29年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。

※7 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。

※8 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であるものを表している。

※9 「平成27年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第193回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。

※10 「平成28年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第196回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。